

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

—— ヴェイルヘルム・グレーナーと戦時社会政策 ——

山 田 高 生

- 一 はじめに
- 二 ヴェイルヘルム・グレーナーの生い立ち（開戦まで）……………以上、本誌二二五号
- 三 大戦初期における軍部の社会政策
 - (1) 食糧政策……………以上、本誌二二六号
 - (2) 原料政策と兵器生産政策……………以上、本誌二二八号
 - (3) マンパワー政策……………以上、本誌二二九号
 - (4) 労使関係政策……………以上、本誌二二九号
- 四 軍事庁と祖国補助勤務法
 - (1) ヒンデンブルク・プログラム……………一九一六年前半の状況
 - (a) 一九一六年前半の状況……………軍指導部の交代
 - (b) 軍指導部の交代……………ヒンデンブルク・プログラムの性格
 - (c) ヒンデンブルク・プログラムの性格……………陸軍省と重工業
 - (d) 陸軍省と重工業……………政府と労働組合
 - (e) 政府と労働組合……………

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

(2) 軍事庁の設立とグレーナー

(a) 軍事庁の設立経緯

(b) グレーナーの軍事庁長官任命

(c) 祖国補助勤務法案の作成……以上、本号

(3) 祖国補助勤務法案をめぐる討議

(4) 祖国補助勤務法のもとでの軍事庁

五 グレーナーの失脚——むすび

四 軍事庁と祖国補助勤務法

(1) ヒンデンブルク・プログラム

(a) 一九一六年前半の状況

開戦から一年半を経過した一九一五年末から一六年始めにかけて、ドイツをめぐる戦局は、緒戦でのドイツ軍の圧倒的勝利にもかかわらず戦線は東西にわたって膠着状態におちいり、いよいよ長期戦の様相を見せはじめた。短期決戦に失敗したドイツ軍の参謀本部は、フランス軍の殲滅を目指して最後の決戦を試みるべくヴェルダン要塞群の前方に大軍を集中し、一九一六年二月二日に攻撃を開始した。七月までのほぼ五ヶ月間にわたって要塞をめぐる激しい争奪戦が繰り広げられ、双方の軍隊から大量の死傷者が出た。武器弾薬の消耗も記録的数にのぼったが、しかし結局、フランス軍の粘り強い反撃のため決着をつけることができなかった。この年の七月に始まったソンムの会戦では、火炎放射器、三七ミリ砲等の最新兵器で装備された連合軍の反撃の前に、ドイツ

軍は予想を超えた苦戦を強いられ、局面打開のきっかけをつかむことができなかった。

一九一六年前半の戦況は、開戦当初から短期戦の見通しのもとに立てられていた軍事政策が破綻をきたしたことを露呈し、そして戦争長期化への内政的対応が、急速に迫られていたことを示した。この緊急事態はドイツ国内のあらゆる分野に現れたが、とりわけ経済部門の再編成が軍事力を規定する大きな要因として問題となった。

ドイツの工業生産力は、開戦時の軍事的動員による一時的な緊張状態を経て、一九一五年の夏には戦前のレベルに戻った。しかしながらこの発展は、工業経済のあらゆる部門に均等に展開したわけではなかったし、また均等の利益をもたらしたわけでもなかった。⁽¹⁾ 軍需物資を生産する企業と国内か占領地域の原料を入手しやすい企業が戦争によって大きな利益を得たのにたいし、戦時生産に容易に転換することができない企業と、外国貿易に依存してきた企業は不振に追い込まれた。とりわけ海上封鎖のため、繊維産業は原料の欠乏から壊滅的な打撃を受けたし、商業部門も悲惨であった。これら戦時下での産業構造の編成替えのもとで、食糧不足問題、物価上昇と実質賃金の低下、非軍需産業部門の経営不振と失業問題等がいよいよ逼迫化して、社会的緊張は急速に高まった。

一九一六年一月には、カール・リープクネヒト (Karl Liebknecht, 1871-1919) やローザ・ルクセンブルク (Rosa Luxemburg, 1870-1919)らの急進派の革命家が秘密結社スパルタクス団を結成し、社会民主党多数派や自由労働組合の「城内平和」策に反対する運動を展開し、遂に五月のメイ・デーをきっかけにルール地方で大規模な鉱山労働者ストライキが発生するまでにいった。

ドイツばかりでなく連合国側もそれぞれの内政的問題を抱えており、戦争長期化のもたらすマイナス効果を考えるとき、この時期に一举に突破口を切り開いて全面的勝利をつかむか、あるいは「勝利による講和」を行うか、

いずれにせよ抜き差しならぬ状況に追い込まれていたのである。こうした状況を背景に、ドイツでは一六年八月に参謀総長のファルケンハインの解任と、それに代わるヒンデンブルクとルーデンドルフの任命という軍指導部の交代のもとで開戦以来の戦時指導体制の再編が試みられ、「祖国補助勤務法」体制に突入していくことになった。しかし他方で、この時期に社会的に大きな発言力と影響力を担うようになるのが労働組合である。組合指導者は次第に激しくなってきた急進派の煽動から労働者の経済的利益をまもり、戦争協力と引き替えに政府、軍部、企業家から譲歩を獲得してきた。彼らは企業家との直接的衝突を巧みに回避し、むしろ労働者・職員委員会、調停局、仲裁裁判所の設置を要求する方策をとったが、この要求には、同権の基礎の上に労働者と経営者の間で交渉を行うというより基本的な問題が含まれていた。すでに戦時委員会の設置をめぐって同権の問題が重要な役割を演じたことを見たが、戦争中の労働者と経営者の間の種々な衝突は、労働者階級の政治的及び社会的平等をめぐる要求とそれに真っ向から反対する重工業大企業家のヘル・イム・ハウゼの立場との対立をその根底に持っていたのである。

以上の状況から、われわれは一九一六年後半からの軍指導部の交代と労働組合指導部の社会的影響力の増大という二つの要素を、これ以後のドイツの国家社会政策を規定する要因として考えることができるように思われる。そこで以下においては、はじめに軍指導部の交代とそれに伴って提示される新しい軍事政策の方針としてのヒンデンブルク・プログラムと、次に労働組合指導部の政策要求として結社法の改正とベルリン・ストライキにたいする対応について考察する。

- (1) Vgl. Jürgen Kocka, *Klassengesellschaft im Krieg—Deutsche Sozialgeschichte 1914–1918*, Göttingen 1973, S. 21.
- (2) Heinz Josef Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat—Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legien (1890–1920)*, Düsseldorf 1956, S. 89. Eine Konferenz der Vertreter der Verbandsvorstände, in: *Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands*, Nr. 49, 26. Jahrgang, Berlin 2. Dez. 1916, S. 512.

(b) 軍指導部の交代

① ファルケンハインの解任

宰相ベートマン＝ホルヴェーク (Theobald von Bethmann-Hollweg, 1856–1921) は、開戦当初から併合主義者と内政改革論者の相対立する要求の間に立って、どっちつかずの曖昧な態度をとり続けてきた。帝国議会では、両サイドともそれぞれベートマンが自分らの政策を支持するものと考えた。しかしこのような左派を鎮めるために右派に譲歩させ、右派を鎮めるために左派に譲歩させる政策は事実上不可能であった。そこでベートマンは、このジレンマから逃れるために、当時巷間で囁かれていた一種の英雄待望論を背景にして、国内で最も人気のある人物の権威を利用しようとした。当時の英雄待望論はベートマンのどっちつかずの軟弱な態度にたいする政治不信として生まれてきたのだが、彼は大衆の間に見られた軍部への信頼と軍部独裁への期待を政敵ファルケンハインの追落としと自分への批判の回避に利用したのであった。⁽¹⁾

他方で、もともとユンカーと重工業家の併合主義者の側からは、ヒンデンブルクの登場を期待する声が多く聞

かれた。彼らは、ファルケンハインをヒンデンブルクと置き換えようと欲した。しかし実は、彼らのもう一つの狙いは、ベートマンをファルケンハインに置き換えることであって、その意味で、ヒンデンブルクの登用は彼らのプログラムの一部分にすぎなかったのである。⁽²⁾ 併合主義者は、国内及び国際世論に押されて一九一六年一月に潜水艦作戦の一時停止を決定したベートマンの弱い政治を露骨に非難したが、この時期のベートマンの心中を支配していたものは、ファルケンハインへの皇帝の信頼と彼の政治的野心にたいする警戒であった。⁽³⁾

一九一六年まではファルケンハインに反対する動きは必ずしも活発ではなかったが、この年に入ると彼の威信は急速に低下し始めた。その原因は、ヴェルダン⁽⁴⁾の戦闘で勝利をおさめることができなかつたこと、無制限潜水艦作戦にたいする反対を取り下げたためアメリカの参戦を招くにいたつたこと、七月に始まつたソンムの戦いで兵員と物資について敵国の圧倒的な優位が明らかになつたこと、そして東部では、彼はポーランドのマンパワ⁽⁵⁾を軍事的に利用するためポーランド独立王国の建設を支持したが、これはロシアとの早期講和の要求と矛盾する羽目に陥つたことなどたび重なる失策であつた。こうして一六年の夏には対外的状況は重大な事態に迫り込まれていくが、いづれにせよその原因が、一四年の秋以後ドイツの軍事的最高指導者としてのファルケンハイン⁽⁴⁾の軍事的指導能力の欠如に求められるということになつたのである。

ファルケンハインにたいする評価は、一九一六年夏の戦況の悪化とともにいよいよ決定的となつた。東部におけるドイツとオーストリアの最高司令官にヒンデンブルクが任命されたことは、ファルケンハインの終わりを意味した。ファルケンハイン解任の最後の一撃は、一九一六年八月二七日に協商国側にルーマニアが参戦したことによつて加えられた。これによつてドイツ側はパニック状態に陥つたため、外交的動きを見通すことができず不

十分な準備しかしていなかったファルケンハインの責任が問われ、非難が集中した。そこで皇帝は、彼をスケープゴートにすることによって事態を収拾せざるを得なくなったのである。⁽⁵⁾そして一九一六年八月二八日に、ヒンデンブルクは参謀総長に就任し、ルーデンドルフがその副官に任命された。

② ヒンデンブルクとルーデンドルフ

ヒンデンブルクもルーデンドルフもなにか特別に人気のある約束をしたわけではなかったが、軍隊と併合主義者は今や確かにドイツに勝利をもたらすことができる軍事指導者を持ったと考えた。グレーナーの七月一七日の日記には次のようにある。「当時いたるところで、なんらかの形で軍部独裁を求める声が囁かれた。それは、わが国の軍部、とりわけ参謀本部が危機に「対処する」という確固とした素朴な信仰であった。国家と経済にたいする軍部の管理の要請は、新しい軍部による管理を、なканずくルーデンドルフによる内的調整を広く受け入れることを可能にした。すべての権力を自分のところで統一したいと欲するのは、ルーデンドルフの気性に合っていた。そのための権力が国民自身によって彼に差し出された。このような個人的動機と並んで、全経済を最も厳しい統一的な管理のもとにおくことが、前線での緊急な要求のようにわが国の国内状況によっても要請されたのである。⁽⁶⁾」ヒンデンブルクについてはその政治嫌いが彼への信頼を一層高めたが、ルーデンドルフの方はむしろ政治的活動を好む傾向が強かったため、その仕事について必ずしも好評であったわけではない。しかし彼のパーソナリティが、ヒンデンブルクを支えるのに最適な役割を果たした。

最高司令部へのヒンデンブルクとルーデンドルフの登用は、ドイツの戦争の未来を軍事的急進主義者の手に委

ねることを意味した。最初の三ヶ月の間に彼らはそれまでの陸軍省の古い武器とマンパワー政策を放棄し、その代わりに彼らは、部下のバウアー大佐 (Colonel Max Bauer) によって作成されたといわれるヒンデンブルク・プログラム (Hindenburg-Programm) に従って一定の期間内に、武器と弾薬の供給を大幅に増加させようと努めた。これによって、陸軍省と参謀本部の密接な協力関係は終わりを告げた。そして参謀本部は、強力な軍需生産政策とマンパワー政策を押し進めるために、グレーナーを長とする軍事庁を設立することによって政府からその社会的経済的機能の多くを奪いとりとうとした。

グレーナーとルーデンドルフの関係については後述するが、ここではグレーナーとは異なった立場からルーデンドルフを支えた人物としてバウアー大佐について説明しておかなければならない。バウアーは以上のような軍の上層部の交代のもとでルーデンドルフの任命を最も喜んだ一人であった。彼は一九〇八年から一九一二年まで参謀本部の作戦課でルーデンドルフのもとで働いていた。そして彼らは、一緒に陸軍省に反対して戦った同志であり、古い友だちを多く共有していた。両者とも中産階級の出身であったが、その心情において権威主義的な「工業男爵 (Industriebaron)」に近かった。⁽⁸⁾しかし他方で、ルーデンドルフとバウアーとの間に重要な相違があった。ルーデンドルフは一九一三年にデュッセルドルフの連隊司令官として仕事をしている間、多くの工業家たちと知り合いになったが、バウアーは工業家たちについて慎重に調べ、そして教育しようとした。ルーデンドルフはプログラムを求めたが、バウアーは自分でプログラムを作成した。そしてルーデンドルフに理念と方向を与えることができたのはバウアーであった。今やルーデンドルフのもとでバウアーの重火器部門は、武器と弾薬のあらゆる問題について非常に大きな役割が与えられた。しかしそれ以上に、バウアーに「ルーデンドルフの命令に

よって」というスタンプが与えたという事実ははるかに大きな意義を持った。実際これがヒューアーの大きな権力となったのである。⁽²⁷⁾

- (1) Gerald D. Feldman, *Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918*, Princeton, 1966, p. 139 [S. 124-5]
- (2) *Ibid.*, p. 138 [S. 124]
- (3) Vgl. Theobald von Bethmann-Hollweg, *Betrachtungen zum Weltkriege*, Teil 2 (Während des Krieges), Berlin 1922, S. 120ff.
- (4) Erich von Falkenhayn, *Die Oberste Heeresleitung 1914-1916 in ihren wichtigsten Entschlüssen*, Berlin 1920, S. 232-4.
- (5) Max Bauer, *Der Große Krieg in Feld und Heimat—Erinnerungen und Betrachtungen*, Tübingen 1922, S. 104-6.
- (6) Wilhelm Groener, *Lebenserinnerungen—Jugend, Generalstab, Weltkrieg*, herausgegeben von Friedrich Fhr. Hiller von Gaetringen, mit einem Vorwort von Peter Rassow, Neudruck der Ausgabe 1957, Osnabrück 1972, *Deutsche Geschichtsquellen des 19. und 20. Jahrhunderts*, herausgegeben von der historischen Kommission bei der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Band 41, S. 316.
- (7) グレーナーによれば「ルーデンドルフによって努力された方策の核心は、戦時生産法である。私はこの計画はルーデンドルフから出たのではなくて、次第に影響力を獲得してきたヒューアー大佐の手になるものであると確信している。」(*Ibid.*, S. 339)
- (8) G. D. Feldman, *op. cit.*, p. 150 [S. 134]
- (9) ヒンデンブルクとルーデンドルフにたいするヒューアーの評価については、vgl. M. Bauer, *op. cit.*, S. 107ff. 「ヒュー

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

アーがいかにルーデンドルフの方を高く評価していたかがわかる。

(c) ヒンデンブルク・プログラムの性格

一九一六年七月に開始されたソムムの戦闘は、連合軍に比してドイツ軍の武器と弾薬が著しく劣勢であること
を示した。重火器について両軍の間で均衡に達するまでには、ドイツは非常な努力が必要であった。イギリス軍
はドイツ軍よりもはるかに早く、今回の戦争を経済と技術の戦争として認識していたのである。ドイツ側も、新
しい軍事指導者を迎えて直ちにこの問題に着手した。ヒンデンブルクは、参謀総長に着任した二日後の八月三一
日に陸軍大臣ヴェルトに手紙を書いた。⁽¹⁾ その中で、ヒンデンブルクはマンパワーと物資についてイギリス軍がい
かに軍事的に優位であるかという問題提起から出発して、一九一七年春までに迫撃砲と弾薬の倍増、大砲の三倍
増、機関銃と飛行機を要求した。さらに九月一日には宰相に書状を送り、生活と戦争に必要なあらゆる工
場を短時間のうちに撤収し、そこから労働者を軍需産業へ移転し、ここでの飛躍的な生産を可能にする一八七三
年の「戦時生産法」⁽³⁾の拡張を要求した。そしてこれが、ヒンデンブルク・プログラムの軍需生産増強計画となっ
た。⁽⁴⁾ これは軍需産業の生産能力を高めるために、すべての国民的諸力の動員を可能にしようというルーデンドル
フとバウアーの構想を示しており、ヒンデンブルク・プログラムの性格を言い当てている。それによれば、女性
を含むすべての市民はこのプログラムに従って軍事化され、そして軍隊に奉仕しなければならぬ。ルーデンド
ルフは、ドイツ国民の戦争遂行の決意を敵側に明示するような非常に高いエネルギーの提示を欲した。とりわけ
彼は、このような力の緊張からドイツ民族の国民的な高揚を期待した。それはまた、緊急な必要事でもあった。

けだし戦争の長期化は、国民の多くの集団の中に懸念すべき影響をもたらしつつあったからである。しかしグレーナーの見たところ、「国家指導者と軍部の指導部がヒンデンブルク・プログラムを呼びかけた言葉には、世論を喚起するような作用を持つための基本的な前提が欠けていた。指導的な人たちのところでさえ、十分な真実の認識が欠けていた。ルーデンドルフは現下の状況の厳しさを意識していたが、彼の過剰な自信が現状での講和の可能性について考えるのを妨げた。相も変わらず古いスタイルの「勝利の講和」が生きていたのである。⁽⁵⁾」

ヒンデンブルク・プログラムは、開戦時の陸軍省のプログラムと比べると、まったく異なった性格を有していた。一九一四年の時は、陸軍省は参謀本部のバウアー大佐と重工業のリーダーたちが要望していた大規模な弾薬生産プログラムを拒否することができたが、一九一六年の時には陸軍省の政策はもはや通用しなかった。ヒンデンブルク・プログラムは、陸軍省によって描かれた不十分なプログラムにたいする根本的訂正を求めるプログラムとして提出されたが、しかし実は、両者の相違にとって重要なことは単に火器の単純な生産量の問題ではなくて、むしろ生産目標を決定するのに採用された新しい原則にあった。すなわち、ヒンデンブルク・プログラムは達成可能なプログラムを提示したのではなくて、むしろ一定の明確な時期までにいかにコストがかかっても達成すべき大幅な生産増加を要求したところにその特徴があった。戦時遂行の主たる財政的基礎を形成した戦時公債が支出をカバーできなくなったとしても、最高司令部は一切の財政的考慮を無視し、そしてその実現可能性について十分検討しないままプログラムを実行しなければならぬと決意したのである。陸軍省が原料とマンパワーの貯蔵に努め、既存施設の有効利用を強調したのである。ヒンデンブルク・プログラムは異常な量の新しい施設の建設を要求した。軍隊と国内のマンパワーの間に必要とされるバランスを維持しようとする陸軍省の努

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

力は放棄された。つまり、工業で働いている沢山の熟練労働者の兵役免除を準備することによって国内外のマンパワー間のバランスを保とうという配慮は一切放棄され、その上、熟練労働者の不足をカバーするために青少年と婦人の労働まで駆り出した総動員体制が要求された。要するにヒンデンブルク・プログラムは、一九一七年五月というプログラムの実現のデットラインを純粋な軍事的計算のみから割り出し、民族の財力と資源についての根拠のない期待に基づいて作成された「賭け」の政策であった。

- (1) Brief von Hindenburg an den Kriegsminister vom 31. 8. 1916, in: Erich Ludendorff (Hrsg. v.), *Urkunden der Obersten Heeresleitung über ihre Tätigkeit 1916/18*, Berlin 1920, S. 63-5.
- (2) Brief von Hindenburg an den Reichskanzler vom 13. 9. 1916, in: *ibid.*, S. 65-7.
- (3) Gesetz über die Kriegseinstellungen vom 13. 6. 1873, in: *Reichsgesetzblatt, Teil I (1871-1945)*, Mikrofische-Edition, München, 1984 S. 129-137.
- (4) Otto Goebel, *Deutsche Rohstoffwirtschaft im Weltkrieg, einschließlich Hindenburg-Programms*, Stuttgart 1930, S. 82ff. Entwurf des Oberstleutnants Bauer für eine Eingabe an den Kaiser über die Situation in der Heimat und die Notwendigkeit des Eingreifens des Obersten Kriegsherrn, in: Wilhelm Deist (bearbeitet von), *Militär und Innenpolitik im Weltkrieg 1914-1918, Erster Teil, Düsseldorf 1970*, S. 421-424. Entwurf des Oberstleutnants Bauer für ein Schreiben des Chefs des Generalstabes des Feldheeres an den Reichskanzler über die Notwendigkeit eines Kriegseinstellungsgesetzes, in: *ibid.*, S. 482-5.
- (5) W. Groener, *op. cit.*, S. 341.

(d) 陸軍省と重工業家

ヒンデンブルク・プログラムに先行する数ヶ月で、重工業家と陸軍省との間で繰り広げられた二年にわたる闘争はその最高点に達した。開戦当初、重工業家たちはドイツの鉄鋼をスイス経由でフランスとイタリアに輸出し一定の利益を上げていたが、一九一六年に入るとイギリスが自国の武器生産プログラムを作成し、中立国への鉄と鉄鋼の輸出を禁止したため、ドイツの鉄と鉄鋼にたいする需要が急速に増加し、ドイツの重工業家はこの状態から多くの利益を上げた。輸出から得られる余分な利潤が、重工業家のポケットに流れ込んだため、彼らは輸出のための生産を好んだ。そして当然のことながら、このような重工業家たちの輸出政策のため軍隊への鉄鋼の供給は後回しとなった。その結果は、国内市場の混乱、戦時契約の大幅な遅延、鉄鋼の国内価格の急騰であった。状況が大変悪くなったので、一九一六年六月に KRA (戦時原料庁) は鉄の分配のコントロールに着手し、ホルテン (Alfons Herten) を責任者として特殊なセクションを設立した。⁽¹⁾ホルテンは鉄と鋼鉄の作業について多くの経験を持ち、コスト計算にも熟達した知識を有する政府のエキスパートであった。そしてホルテンの指示により軍隊は七月にトーマス鉄鋼の生産増加と大変儲けの大きい鉄鋼の輸出中止を重工業家に要求した。重工業家たちはその見返りとして無謀な価格引き上げを望んだが、それがかえって世論の反撥を招くという厳しい状況におかれた。そこで彼らは、この悪い状況からの脱出を大量の武器生産プログラムに求めて八月二三日に覚え書を作成した。⁽²⁾この覚え書は、早速ヒンデンブルクとルーデンドルフに渡されたが、前述のようにヒンデンブルク・プログラムが重工業家の立場に近いバウアー大佐の手になるものであったことを思い起こせば、新しいプログラムは重

工業家の覚え書にたいする参謀本部側からの直接的な回答でもあったといふこともできる。

九月に入り、ヒンデンブルクとルーデンドルフは、バウアーとともに彼の友人である著名な重工業家たち——デュースベルク (Carl Duisberg)、クルップ・フォン・ボーレン (Gustav Krupp von Bohlen)、ハルバマン (Halbach)ら——と会談を持ったが、その翌日デュースベルクは、感謝の気持ちを伝える手紙をバウアーに送っている。「再びあなたに会えたばかりでなく、人気のある英雄ヒンデンブルクと、この戦争のモルトケであるルーデンドルフと親しく知り合いになる機会を与えてくださったことは、私にとって大変嬉しく且つ気持ちのよいものでした。一九一六年九月九日は私の生涯において記念すべき日であり、忘れることのできない日です。」⁽³⁾

かくして、生産政策とマンパワー政策についての陸軍省と重工業家たちの間の二年間にわたる戦いは、新しいOHLのもとでわずか二週間で後者に有利な方向で決着した。ヒンデンブルク・プログラムは、利潤にたいする工業家の欲望と、権力にたいするバウアーの熱望によって実現したといえる。ヒンデンブルクとルーデンドルフは、ファルケンハインとは異って陸軍省に相談することさえしなかった。それどころか、ルーデンドルフとバウアーは陸軍省に反対する世論を動員するよう努めた。国民自由党の有力なメンバーとの会合で、ルーデンドルフは議員たちに武器弾薬の不足について不満を述べ、陸軍省にたいしその義務を果たすようエネルギーに働きかけてほしいと訴えたといわれる。⁽⁴⁾ 陸軍大臣ヴィルトはこれらの攻撃に腹を立てたが、しかし彼は陸軍省の怠慢という非難から身を守るため、ヒンデンブルク・プログラムを支持することを決意した。ヴィルトがヒンデンブルク・プログラムの支持を表明したのは、一九一六年九月一六日に開かれた秘密会議(各界から三九名が出席)の開会の挨拶であつた。⁽⁵⁾ ここで彼は工業家にたいし、新しいプログラムの線にそつてすでに工業のために兵役免除され

た熟練労働者は徴兵されることはない、そして軍はこれらの熟練労働者を当てにしないことを約束した。しかし同時に、工業家たちは軍務に従事しない労働者をもっと活用するため努力してほしいという要望をつけ加えた。さらに彼は、AZ(S)の社会政策を弁護し、食糧不足と最近のストライキが労働者との宥和政策を「社会的義務であると同時に国民的義務」にしたと述べた。最後にヴェルトは、WUMBA (Waffen- und Munitionsbeschaffungsamt, 武器弾薬調達局)の構想について語り、陸軍省と重工業家との協力関係の復活を要請した。

そして九月三〇日に WUMBA が設立され、この組織に工業家の助言者会議が所属することが決まった時、工業家たちは満足⁽⁶⁾の意を表明し、兵役免除労働者の問題がすべて WUMBA のもとで取り扱われることを要求したのであった。ヒンデンブルク・プログラムにおけるマンパワー問題は、その後の労働問題の核心を形成するポイントであるが、われわれはこの問題に入る前にまずこの時期の政府と労働組合の動きを把握しておきたい。

- (1) O. Goebel, op. cit., S. 36.
- (2) G. D. Feldman, op. cit., p. 158 [S. 141]
- (3) Zitiert bei: ibid., p. 160 [S. 142]
- (4) Auszüge aus dem Protokoll der Besprechung mit Industriellen im Preussischen Kriegsministerium über die Durchführung des sog. „Hindenburg-Program“, vom 16. 9. 1916, in: W. Deist, op. cit., S. 486-491.
- (5) G. D. Feldman, op. cit., pp. 163-4 [S. 144-5]
- (6) Ibid., p. 164 [S. 145]

(e) 政府と労働組合

① 結社法の改正をめぐる

大戦中における政府の労働組合政策の基本は、開戦当時の帝国内務省長官デルブリックが宰相ベートマン＝ルヴークに送った一九一四年一〇月二七日の覚え書のなかに示されてる。「戦争は労働者を単に民族の側にばかりでなく、国家の側に獲得するおそらく最後の機会を提供している。勝利の冠をかぶった将兵として帰還する労働者は、祖国の敵で革命的な社会民主党の後についていく気にはなれないだろう。しかし彼らは、ともかく労働者にとどまるのだ。国は労働運動を国家の敵として取り扱わないように、そしてその担い手である労働組合を引き受けるように努めなければならない⁽¹⁾」。このような視点から国内改革の必要が認識された。しかしながら実際には、戦時中といえども権威主義的国家のなかで改革を実行することは戦前と同じくらい困難であった。当初、政府は戦争の終了まで改革を引き延ばそうと努めたが、しかし戦争の長期化がそうした政府の思惑を不可能にしたため、政府は労働組合の協力を繋ぎ止めておく方策を提示し、その誠実さを証明しなければならなくなった。

ところで、この時期に政府と労働組合の間で問題になっていたテーマは、労働組合が要求していた一九〇八年の帝国結社法 (Vereinsgesetz vom 19. April 1908)⁽²⁾の改正であった。この法律のもとでは労働組合は裁判所の解釈によって政治団体と見なされたため、一八歳未満の青年は労働組合に加入することも、組合の会合に出席することも禁じられていた。これにたいし政府は戦時中には労働組合を非政治団体として取り扱うことを約束し、場合によっては法律の改正をはめかすことによってこの問題の解決を引き延ばそうと努めた。ところが、労働組合の方はこのような政府の中途半端なやり方に強く反撥したため、その後一九一五年一二月に宰相ベートマンは労働

組合の要求に譲歩することを決意し、プロイセン内閣の閣議で次のように語った。「戦争長期化の結果として、社会民主党の急進派の態度は絶えず敵しいものになった。急進派は彼らの目的を宣伝するために、現下の食糧問題と増加する厭戦気分を利用した。彼らは実際にはいかなる妥協もせず……修正主義者と闘っている。事態は大変深刻になった。もし国内政治においてならかの成功を取め、修正主義者を救済しなければ、彼らを以前の軌道に乗せて進むことはほとんど不可能であろう⁽³⁾。」そしてその半年後の一九一六年六月に、労働組合は政治団体としては見なされないことを明記した法律が成立した。戦時の仕事に従事していた多数の若者を獲得するのに非常に不安を感じていた労働組合のリーダーは、これを重要な勝利として見なしたが、⁽⁴⁾「反対にドイツの若者が労働組合の影響下におかれることを恐れた工業家と保守主義者にとってはこれは敗北であった。」⁽⁵⁾

結社法の改正をめぐるもう一つの問題点は、鉄道労働者に無制限な団結権を保証する規定を含むよう改正してほしいという自由労働組合の要求であった。従来の法律のもとでは、労働者が雇用される場合、彼らは文書によってストライキを禁じていないような鉄道組合には所属しないという誓約書を提出しなければならなかったが、これにたいし自由労働組合は、ストライキ権を有する新しいドイツ鉄道労働組合を組織することによって、労働者の権利を保障するための突破口を切り開こうとした。こうした自由労働組合の運動にたいし、公共労働省の大臣ブライテンバッハ (Paul von Breitenbach) は労働者が組合に参加するのを認めることを拒否した。彼は戦争の圧力のもとでなされた譲歩が平和時に復讐されることを恐れていたため、ドイツの経済と防衛にきわめて重要な役割をもつ鉄道の経営に「外部のグループ」を参加させることを拒んだのであった。とりわけ同じ時期に、宰相ベートマンが譲歩の姿勢を示したプロイセン三級選挙法の改正問題が浮上してきた状況のもとでは、ブライテ

ンバッハの態度が一層用心深くならざるを得なくなったのは致し方なかったのである。⁽⁶⁾

② ベルリン・ストライキと労働組合

戦争の長期化のもとで内政上の最大の難関の一つは、一九一六年六月にベルリンで発生したストライキであった。⁽⁷⁾ もともと一九一六年までは、ストライキはほとんど見られなかった。発生したとしても、巻き込まれた労働組合の数も極端に少なかったし、その原因もほとんど常に賃金と食糧供給にたいする不満からであった。しかし一九一六年六月に発生した五五、〇〇〇人のベルリンの労働者の三日間のストライキは、これまでとはまったく異なった性質のものであった。それは、戦争に反対するメイ・デーの威示行動を指導したかどでカール・リープクネヒトを監獄へ送るといふ布告にたいして行われた政治的抗議ストライキであり、急進的なオプロイテ(Obleute)のグループによって組織された。その指導者は、ベルリンの大工場の労働者に大きな影響を持っていたミュラー(Richard Müller)であった。同じ抗議のストライキが、ブラウンシュヴァイクでも発生した。この地はもう一つの重要な急進派の中心であった。これにたいして自由労働組合系のドイツ金属労働組合のリーダーたちは、ミュラーのような「大衆ストライキの煽動者」を攻撃する一方で、ストライキそのものについては沈黙を守った。むしろ彼らは、この機会を利用して自分たちの力を増大させることを欲した。そのために労働組合は、雇い主の承認と政府の支持が必要であった。彼らは労働組合のメンバーを増加させるために、ストライキを防止し終わらせるといふ目的で開催される労働者の会合を利用しようとする。ストライキの過程で出されたストライキに反対する労働組合の宣言は、戦時下におけるストライキが労働者の愛国心や国家への忠誠心に反すること

をストライキ参加者に訴えると同時に、すべての鉱山夫たちに組合に参加するようにというアピールも含んでいた。多くの労働者が組合に参加するようになれば、組合は真の強さで労働者の声を代表することができるようになるからである。組合のリーダーたちは、ストライキを終わらせるよう呼びかける一方で、労働者のためにより多くの食糧と高い賃金を要求したばかりでなく、雇い主が組合と交渉するように要求した。彼らは労働者の愛国心をくすぐる一方で、ストライキの幽霊で脅かすことによって政府と雇い主から最大限の譲歩を引き出し、組合員数と威信を増すのに利用しようとしたのである。⁽⁸⁾

労働組合にたいする軍部の対応は必ずしも統一されたものではなく、現地の軍団副司令官ヴィーティングホフ (Vieinghoff) のような頑固な保守主義者で農業の利益を代表する者から、陸軍省のなかで社会改良協会寄りの立場をとる副陸軍大臣ヴァンデル (Franz Gustav von Wandel) やケート (Joseph Koeth)、食糧問題で消費者の立場を擁護したプロイセン内務大臣レーベル (Friedrich Wilhelm von Loebell) や軍団副司令官のガイル (Egon Freiherr von Gayl) まで様々であった。全体として見れば前者の保守主義的傾向の意見が強かったが、しかし一九一六年夏以降の国内情勢の展開を規定した力は、むしろ後者の軍部内の社会政策派の考えであった。彼らは労働組合を用いてストライキをできるだけ早くそして平和裡に終息させるために、その最上の方法は労働組合を通して労働者を援助することにあると確信していた人たちであった。この人たちがこそ「祖国補助勤務法」の立案・実施の責任を負うグレーナーを支え、労働組合とのパイプの役割を果たすことになった。

(一) Zitiert bei: Werner Richter, *Gewerkschaften, Monopolkapital und Staat im ersten Weltkrieg und in der*

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

Novemberrevolution 1914-1919, Berlin 1959, S. 50.

- (2) Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz—Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890-1914, Wiesbaden 1957, S. 216-224. ローネ・ホーリャ・ツルナン著 兼田武治訳『ユスターン後の国家と社会政策』法政大学出版局一九七三年、三三三—三三五頁。Vgl. Akten zur staatlichen Sozial-politik in Deutschland 1890-1914, herausgegeben von Peter Rassow und Karl Erich Born, Wiesbaden 1959, S. 273ff.
- (3) Sitzung des Königlichen Staatsministeriums (Berlin, den 11. Dezember 1915), in: Dokumente und Materialien zur Geschichte der Deutschen Arbeiterbewegung, Reihe II: 1914-1945, Band 1: Juli 1914-Oktober 1917, Berlin 1958, S. 258.
- (4) Gesetz zur Änderung des Vereinsgesetzes vom 19. April 1908, vom 1. Juli 1916, in: Reichsgesetzblatt, op. cit., S. 635-6.
- (5) 帝國議會と衆議院の議事録 'Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages, XIII. Legislaturperiode. II. Session, Band 307, vom der 35. Sitzung am 22. März 1916 bis zur 60. Sitzung am 6. Juni 1916, Reprint 1986, S. 1473-1505.
- (6) G. D. Feldman, op. cit., p. 123 [S. 113]
- (7) Deutschland im Ersten Weltkrieg, 2. Band (Januar 1915 bis Oktober 1917), Berlin 1968, S. 441 ff.
- (8) Fritz Opel Der deutsche Metallarbeiterverband während des ersten Weltkrieges und der Revolution, Hannover und Frankfurt am Main 1962, S. 56.

(2) 軍事庁の設立

(a) 軍事庁の設立経緯

一九一六年七月のソムムの戦闘は、ドイツの軍部指導者に国内のマンパワー資源の最大限合理的な利用を要請するきっかけを与えた。OHLは前線から幾千もの熟練労働者を国内の軍需工場に送り返さねばならないが、他方で兵役免除労働者を軍隊に連れ戻さなければならぬ場合もあると考えた。いずれにせよ、このジレンマから脱出する方法として、非軍需工場に雇用されている不熟練労働者を訓練することが必要であった。前述の宰相宛のヒンデンブルクの手紙（九月一三日）には、マンパワー問題の取り扱いに関する具体的な提案が含まれていた。それによると、学校と工場は一六歳以上の少年について軍事訓練の時間を設けなければならない。さらに、軍役に従事する義務のある年齢を四五歳から五〇歳に引き上げることが要求された。なぜならば、年齢の高い労働者の活用は、銃後でより若い労働者を代替するのに役立つからである。また、この手紙は一層厳しく女性と学生を要請した。「すべてのドイツ人は、祖国への奉仕のためにのみ生きるべきである。」こうした動員要請の根拠は、長期戦がもたらした前戦の将兵と同じ苦勞を銃後の女性や学生も負うべきだという論法に求められたのである。

しかしこのヒンデンブルクの手紙はベートマンを大変驚ろかした。なぜなら、それは完全に軍隊の権限の外にある問題について政府に指示を与えようとするものであったからである。九月一七日に、彼は純粋な軍事的な問題と「私の協力を必要とする」問題、つまり「共同の相談」を必要とする問題との間には区別がなされねばならないことを指摘した短い手紙をOHLに送った。⁽¹⁾ 帝国内務省長官ヘルフェリヒ (Karl Helfferich, 1872-1924) もまた

OHLに批判的であった。彼によれば、政府はすでに軍需上重要でない工場との契約を破棄し、また原料の分配をコントロールすることによって戦時体制の発展に貢献してきた。同時にドイツ工業も戦時経済体制に合わせるよう努力しており、ドイツの銃後の体制づくりに貢献してきた。ところが、OHLの強引なやり方はこの健全な調整を妨げ、ドイツ経済の全構造を混乱に陥れる以外のなにもでもなかった。婦人労働の強制的な雇用についても、雇用を求める婦人の供給が必要を上回っているという理由で拒否した。経済生活への強制の原理の適用はヘルフェリヒにとって呪いであったのである。⁽²⁾

丁度同じ頃、OHLの将校たちの間で新しい動きが見られた。この動きの中心になった人物は、バトツキ (Adolf Tordilowicz von Batocki-Friebe) とグレーナーであった。バトツキは食糧分配の問題で統制の必要を痛感していたが、今回のマンパワー問題について軍の干渉のもとでさらに大きな統制を行う必要があることを確信していた。他方でグレーナーは、軍のリーダーシップの確立のために「最高戦時経済司令部 (Oberste Kriegswirtschaftsleitung)」の設立を提案していた。そこでバトツキは、九月二〇日にグレーナーに手紙を送り、労働問題と食糧問題は大変密接に関係しているので、労働局とKEAの機能を併せ持つ新しい組織の提案を行った。両者の密接な関係を確立するために、この新しい組織は陸軍省から独立することになるが、しかし現地の軍団副司令官に命令を出す権利を有するというものであった。バトツキの提案は直ちにグレーナーによって受け入れられ、グレーナーがこの新しい構想をOHLのなかで宣伝した。バウアーとルーデンドルフがこれにとびついたことは言うまでもない。彼らにとっても労働問題と食糧問題は最大の難問であったからである。その後バトツキによって提案された組織は、戦時経済を取り扱う別の機関を包含するよう次第に拡張された。⁽³⁾ それは戦時経済に関係する一切の問題を陸

軍省の手から取り上げ、OHLの指示のもとにおくべきだとするバウアー大佐の願望の反映であった。⁽⁴⁾

一〇月七〜一〇日の間に、ルーデンドルフとグレーナーは新たに構想された組織について多くの話し合いを持った。これらの話し合いを通してルーデンドルフは、自分とバウアーは新しい組織の頂点にはグレーナーが最適であると考えていることをもらした。グレーナーは経済問題にかなりの知識を持っており、またベルリンにいる彼の部下とその技術的優秀さは広く知られていた。さらにグレーナーは、戦前の参謀本部でルーデンドルフやバウアーとともに働いた経験があった。彼らは陸軍省の官僚主義にたいする嫌悪感を分かち持った。確かにグレーナーは南ドイツのシュヴァーベン人特有な社交的で陽気な性格であり、ユーモアもなく厳格なルーデンドルフのそれとは対照的であったが、しかしグレーナーの実力は誰も否定することはできなかったのである。

グレーナーは一〇月一〇日にベートマンに手紙を送った。⁽⁵⁾ その中でグレーナーは、これまでのOHLの戦時経済にたいする対応は不十分であることを指摘した。KRA, AZ(S), WUMBAがそれぞれ「命令を出すのに必要な独立性と権力」を持たない限り、それらの組織はそれに割り当てられた課題を達成することはできない。グレーナーは工業の生産能力を確保し、労働者に適切に食糧を与えることを保障するような仕方で組織することに失敗したならば、戦争に負けるというヒンデンブルクの警告を引き合いに出しながら、急速な対応が必要であること⁽⁶⁾を力説した。そしてゆっくり議論している時間⁽⁷⁾はもはや残されていないから、皇帝の宣言によって緊急にこの事態に対応しなければならない、と結んだ。さらにこの手紙には、OHLによる新しい組織の提案が付されていた。それは調停、原料、労働、食糧をコントロールするための軍事庁(Kriegsamt)の構想であった。WUMBA, AZ(S), KRAは、軍事庁の事実上の下部組織としてその監督下におかれる。また軍事庁は、すべての経済問題に

ついでその命令に従うよう各軍団副司令官に命ずる権限を有する。最後に、軍事庁の政策と行動は OHL の同意の下で行われる、というものであった。

この提案は、実際のところ、かなり急進的な提案であったといえることができる。それは、陸軍省から戦時経済に関するすべての決定権と役割を奪うものであった。OHL は国内の経済問題に関しても軍事庁を通して各軍団副司令官に命令し監督する地位を獲得するので、それは各支那の陸軍省の独立した機能への侵害をも意味した。なぜならば、それは明らかに帝国機関の一つとなる軍事庁を介して OHL の権力の巨大化につながるからである。これらの結果、陸軍省はいわば去勢されつつあったが、しかし他方で、陸軍大臣は自分自身でコントロールすることのできないまったく新しい組織の活動について、帝国議会でなんらかの答弁をしなければならない羽目に陥ることになることは明らかであった。

そこで陸軍大臣ヴィルトは、OHL にたいし皮肉たっぷりの手紙を出した。⁽⁶⁾彼は OHL の要求するような市民の強制的動員には反対であった。彼の基本的見解は、ドイツの労働者のモラルを維持することが重要であって、労働者たちを外的強制からではなく、内的信念から戦争に協力させることが必要であるというものであった。OHL の提案にたいしては、五〇歳に軍役年齢を延長するという譲歩案を提示するにとどまった。宰相も、兵役義務年齢を延長するというやり方での解決を好み、強制的な市民動員の考えには反対であった。ベートマンの見方はヴィルトと一致していたが、それにもかかわらずベートマンにはヴィルトを排除したいという気持ちがあった。ただし、ヴィルトは無制限潜水艦作戦の支持者であり、「ファルケンハインの子分」であり、そしてドイツの講和申し出の反対者として宰相の敵を利する役割を果たすことが多かったからである。かくて宰相は、ヴィルト

を排除するという一点でルーデンドルフと一致した。ルーデンドルフの考えは、グレーナーが書いた次の表現によく示されている。「新しい陸軍大臣は新しいプログラムに誓わなければならない。さもなければ、陸軍省の古い官僚主義的精神が以前のように支配することになる⁽⁷⁾。」おそろく一〇月一四日から二一日までの間に、OHLと宰相との間で新しい軍事庁の設置と陸軍省のトップの更迭について話し合いが行われ、ヴィルトの後任にシュタイン (General von Stein) が就任することで合意された。

- (1) Vgl. G. D. Feldman, op. cit., p. 176 [S. 154]
- (2) Ibid., p. 175 [S. 153]
- (3) 一九一六年八月のプロイセン陸軍省の組織のうち、その後⁽⁸⁾に軍事庁に移行した部局やセクションの一覧表は、Ibid., p. 179 [S. 155]
- (4) M. Bauer, op. cit., S. 120.
- (5) W. Groener, op. cit., S. 342.
- (6) Brief von der Kriegsminister vom 14.10. 1916 an den Chef des Generalstab des Feldheeres, in: Richard Sichter und Joachim Tiburtius, Arbeiterfrage: eine Kernfrage des Weltkrieges—Ein Beitrag zur Erklärung des Kriegsausgangs, Berlin 1925, S. 109-118.
- (7) W. Groener, op. cit., S. 554.

(b) グレーナーの軍事庁長官任命

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

一〇月二六日に、ベートマンと OHL の間で軍事庁の組織と人事について最終的詰めが行われた。⁽¹⁾ ところでルーデンドルフとパウアーがグレーナーを軍事庁の長官にしようという意図があったことは、グレーナー自身すでに一〇月始めに感じていた。しかしこの考えに、彼は全く同意できなかった。「鉄道は、私の最愛の仕事である。そこで私は成果ある仕事を行い、そして強い立場を作った。しかしそのような強い立場は、野戦鉄道の責任者に与えられた全権に広範に依存していた。それは他の局では不可能なものである。ところが、新しい軍事庁の指導者にこそ強い立場が必要とされるのである。私は、もし専門家がこのような責任ある立場を引き受けるとしたら、もっとよいと考える。加えて、当局での私の評判も最上というわけではなかった。なぜならば、私は討議のさいにしばしば強く自分を出すために、不快な印象を与えるからである。要するに、ベルリンの官僚主義的方法は私とは対立するものであった。卒直に言って、自分の目から見ても私はこのポストに適していない。⁽²⁾」グレーナーは、軍事庁の長官として指名されるのは気が進まなかった。原因は KEA での彼の不幸な経験と、ベルリンでの官僚の幾人かとの緊張した関係にあった。彼は、自分の代わりにロヒョウ (General von Lochow) を指名してくれるようにルーデンドルフに頼んだ。しかしグレーナーは、ベートマンがプレスへ皇帝を訪問中の一〇月二六日に中将に昇進したという正式の通知を受け取った。

一〇月三〇日に、シュタイン (General von Stein) の陸軍大臣への任命が告知された。同日、ルーデンドルフは新聞に新しい軍事庁の設置を発表した。翌十一月一日に、グレーナーは軍事庁長官 (Chef des Kriegsamtes) と副陸軍大臣に任命された。当時の気持ちをグレーナーは、次のように日記に綴った。「私は中将への昇進をルーデンドルフに感謝する。ルーデンドルフは、これによって、私に新しいポストに必要な外的重みを与えようと欲したの

であった。この日とその翌日に、私は私の古い職場と私のスタッフに別れを告げた。ここでは、その一人一人と暖かい友情で結ばれていた。彼らの幾人かは、私とともに新しい職場についてきてくれた。その中には誠実なデーヴィッツ (Krebs von Dewitz) がいた。——オルダースハウゼン中佐 (Oberleutnant v. Oldershausen) が私の後任に就いた。「私は、私に委ねられた仕事を軽い気持ちで引き受けたわけではなく、私に重くのしかかった責任の重さに非常に影響された。しかしルーデンドルフとヒンデンブルクの信頼が、私に馴染みのない強力な課題を引き受けるという内的正当性を与えてくれたように思われる。そしてこれに加えて、個人的功名心からこのポストを得ようと努めたのではない、という独得な意識があった。さらに、将校は与えられた命令に服さねばならなかった。」⁽³⁾

(1) 一九一七年一月のプロイセン軍事庁の組織とリーダー (G. D. Feldman, op. cit., p. 189 [S. 163])

軍事庁長官：グレーナー中將 (General Groener)

軍事スタッフのチーフ：フォン・クレッチェン少佐 (Major von Kretschmann)

技術スタッフのチーフ：クルト・ゾルゲ博士 (Dr. Kurt Sorge)

スタッフ

グループ P 1 フォン・デーヴィッツ・レープス大尉 (Hauptmann von Dewitz-Krebs) 連邦参議院、帝国議会、邦

議会関連の事項

グループ P 2 マーティン騎兵大尉 (Rittmeister d. R. Merton) 工業問題と労働問題に関連した特殊な仕事、新聞関

係、女性の労働中央組織

グループ P 3 フォン・ヒュルゼン少尉 (Leutnant Graf von Hülsen) 手紙、電話、会合

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

- グループM1 フォン・ツァービーンスキ大尉 (Hauptmann von Zabiensky) 行政問題と人事問題
- グループM2 フォン・ヘーリンゲン大尉 (Hauptmann von Heeringen) 戦時食糧庁との連絡将校
- グループM3 フォン・ルートヴィガー少佐 (Major von Ludwig) 組織と軍事庁事務所と関連事務所との連絡
(出荷と輸送の) 統計と緊急度リスト
- グループM4 ザルトリウス大尉 (Hauptmann Sartorius) 補助勤務法、帝国議会一五人委員会との連絡
- グループM5 ユスト大尉 (Hauptmann Just) 軍事庁の部局や課との連絡
- グループML シュヴェリー中尉 (Oberleutnant Schwerin) 農業
- 技術スタッフ クルト・ゾルゲ博士 (Dr. Kurt Sorge) 工業と工業の種々なプラントとの連絡、工場の閉鎖と合併
(AZS)
- グループWK マックス・ゼーリング教授 (Prof. Max Seiring) 二〇〇人の専門家から成り審議機能を有する学会
議の議長

部局

- 1 予備役と労働部局 (E. D) チーフ：マルクアフト大佐 (Oberst Marguard)
経済関係顧問：リビヤルナ・シゴラー (Richard Sichter)
予備役課 (AZ(S)a)：ンヤン・ブラウン大佐 (Oberst von Braun)
- 2 武器弾薬調達部 (WUMBA) チーフ：クーンツ少将 (Generalmajor Coupette)
戦時労働局 (AZ(S)b)：フロディアン大佐 (Oberst Frodien)
技術関係顧問：ヴィヒャルナ・メーレンゲン (Richard von Moellendorff)
- 3 戦時原料課 (KRA) チーフ：ケーナ少佐 (Major Koeth)
- 4 衣料調達部 (BBA) チーフ：ツァーグラー中尉 (Oberleutnant Ziegler)
- 5 輸入と輸出課 (A8) チーフ：ギースラー中尉 (Oberleutnant Giessler)
- 6 食糧課 (B6) チーフ：ヴィルケ大佐 (Oberst Wilcke)

(c) 祖国補助勤務法案の作成

ルーデンドルフは、すでに一〇月二六日に、新しい軍事庁の長官になる予定のグレーナーに祖国補助勤務法案の作成を依頼していた。グレーナーは早速その「たたき台」を書き上げ、二八日にルーデンドルフに手渡した。グレーナーが作り上げた案は次のようなものであった。「満一五歳から満五九歳までのすべての若者と成人男子は、兵役に召集されない間は祖国補助勤務に従事する義務がある。そして戦時中は陸軍大臣の命令下に組み込まれる。ここでいう補助勤務には、官庁とその施設における勤務のほかに、特に看病、軍需工場、農業、あらゆる種類の戦時経済の組織、及び戦争遂行の目的のために直接的にも間接的にも重要であるその他のすべての経営における労働が当てはまる。陸軍大臣の命令権は、満一五歳で兵役に従事する年少の若者の再教育にも拡張される。」⁽¹⁾ これにもとづいて、一〇月三〇日に六項目からなる「祖国補助勤務法案」が作成され、十一月一日にグレーナーが署名をした。

「1 満一六歳から満六〇歳までのすべてのドイツ人男性は、兵役に召集されない間は祖国補助勤務に従事する義務がある。祖国補助勤務には、官庁とその施設における勤務のほか、とりわけ軍需工場、農業、看病、あらゆる種類の戦時経済組織、及び戦争遂行と国民の物資補給に直接または間接的に重要なその他のすべての経営における労働が当てはまる。」

2 商業、工業、及び農業の雇い主には、軍当局の命令により、そこに雇用された従業員の名簿を作成する義務

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

務が課せられる。

- 3 補助勤務に従事する義務のある者が就労をすすんで認めない場合は、議長である将校一名、国または地方自治体の高級官吏一名、及び雇い主と被用者各一名からなる委員会によって召喚される。苦情については、軍団副司令官のところと同様なやり方で作られる委員会と、最終的には陸軍省内に設置される軍事庁が決定する。

- 4 委員会は、第二項で定められた補助勤務に従事する義務のある人物のなかから、年齢、これまでの活動、家族関係を考慮して補助勤務の仕事に適した人を選出する。その際、委員会は経営から労働者を引き寄せる権利を有する。

祖国補助勤務の労働にたいし適切な条件が定められ、適切な代償が保証される。細部の規定は、軍事庁がこれを定める。

- 5 理由なく召喚に応じない者は罰せられる。一定のケースについて、戦時補助金と失業補助金の損失分を申し立てることができる。

- 6 補助勤務から生じた争いは、軍当局がこれを決定する。詳細は——抗告手続きについても——軍事庁が決定する。軍事庁は、その他の場合もこの法律の施行に必要な命令を発令しなければならぬ。⁽²⁾

この短い法案は、一方ではパウアーらの強硬派の意見を骨子としながらも、他方で女子労働の強制を回避している点で、ベートマンの意見にも配慮して書かれたものであった。ルーデンドルフはこの法案を了承し、ベートマンもこれに賛意を表した。しかし法案が帝国議会に提出されるべきか、あるいは、一九一四年八月四日の連邦

参議院への権能賦与法にも⁽³⁾ついて連邦参議院の承認だけで公示されるべきかについてはいかなる決定もなされなかった。グレーナーは政党間の争いを伴う帝国議会の討議を避けるために、連邦参議院でこの計画の実施を承認してもらい、それによって新しい軍事庁の活動に必要な権力基盤を保証することが肝要であると考えた。しかしヒンデンブルクは、帝国議会による立法化を望んでいた。「……われわれは、状況の重大さに際して明確な解決を見い出さなければならぬ。これは、私の見方では、私の提案の土壌のうえでのみそして無条件に責任を共同で担わねばならない帝国議会の協働のもとでのみ可能である。さもなければ、全問題の範囲と意義は国民にとつて明確ではなくなるだろう。私は次のような確信を持った。もしわれわれがそのような法律の援助でのみ勝利を得ることができるといふことが帝国議会で明確になるならば、帝国議会はそのような法律への同意を奪い取りはしないだろう。」⁽⁴⁾

ベートマンも、この法案が帝国議会に上程されることに賛成であった。しかし補助勤務法案だけがこの時期のベートマンの唯一の主たる関心事ではなかった。彼は講和の申し出を準備していた。そして彼は、補助勤務法案が帝国議会に提出される以前に、戦争を終わらせたいと考えていた。これにたいしヒンデンブルクの方は皇帝に電報を打ち、ベートマンに法律の緊急性を認識させ、一日も早くこれを成立させるべく力を尽くしてほしいという内容の依頼をした。⁽⁵⁾法案の成立のテンポに関するベートマンとOHLとの間の不一致は、基本的には外交政策をめぐるそれであった。ここでベートマンとOHLとの蜜月期は終わった。

グレーナーは祖国補助勤務法案の帝国議会討論に不安を感じたので、内務長官のヘルフェリヒ (Karl Helfferich, 1872-1924) とともに、一月七日に政党指導者と話し合いを持った。ヘルフェリヒも、強制は最後の手段である

こと、法案が素早く満場一致で決まれば敵にたいし圧力になるという意見であった。しかし社会民主党、中央党、進歩党のリーダーたちは法案の詳細について注意深く審議する必要があると主張した。話し合いの結果として、法案の論争部分は予算委員会で解決するよう努めること、帝国議会の本会議ではただ法案を通過させるよう努めること、そしてこのようなやり方で公開の討論を避け、外部にはすべてがスムーズに進行しているという印象を与えるよう努力するということでまとまったのであった。⁽⁶⁾翌日の一月八日には、ヘルフェリヒとグレーナーは自由労働組合総務委員会のリーダーであるレギーン (Carl Legien, 1861-1920) とバウアー (Gustav Bauer, 1870-1944) と会谈する機会を持った。⁽⁷⁾この時、労働組合の指導者たちは補助勤務法案に少なくとも基本的な反対の態度を示さなかった。むしろこの法律のもとで労働者の基本的権利が制限されることを認めながらも、その代わり彼らはそうした運動の自由の制限にたいし補償を要求するという立場を明らかにした。そして彼らは、戦時委員会が国中に設置されるべきことと、移住させられた労働者たちが二重の世帯を維持しなければならぬとしたら、彼らに付加的な報酬が与えられるべきことを要求した。さらに彼らは、労働者委員会があらゆる工場に設けられ、そして調停局が国中に設置されることを欲した。これが実現すれば、雇い主たちはそれらの制度を通じて労働者と交渉せざるを得なくなる。また彼らは、戦時委員会と調停局の被用者代表は組合の指示に従って指名されることを主張した。彼らは一人以上の被用者の代表と経営代表がそこに座り、決定についてある役割を演ずることを欲した。レギーンは組合の活動を守るために、この法案を利用しようと考えたのであった。

グレーナーとヘルフェリヒは、このような労働組合側からの要求にたいしいかなるコメントも避けたが、彼らには帝国議会の議論を通してこの法案が成立するのはいかに容易でなく前途多難に思われた。後にグレーナー

はこの時の印象を次のように語った。「あらかじめ、帝国内務省で労働組合との話し合いが行われた。そこでは、労働組合の側から法案にたいしどのような異論が出されるかが明らかにされた。それ故、私はあらかじめ一定の社会的保証が法律の中に入れられることを欲した。それは、軍事庁の長官があらゆる事柄について拘束力を持ち、議論の余地のない調停の話し合いを行う権限を持つというようである。もしこの法案を帝国議会で素早く、且つ全員一致で通したいと思うならば、私の見方では、このような文言をあらかじめ法案の中に入れておかなければならない。そうすれば、交渉の際に確たる立場を主張にすることができ。私は労働組合の指導者との個人的な会話の後に、彼らが私について全面的な信頼を持ったと確信した。別のサイドの人々が私を信頼して公平で予断のない交渉をすすめてくれたお蔭で、「組合指導者との」話し合いの時も一定の相互の信頼関係が作り出されたのである。奇妙に聞こえるかも知れないが、將軍としての私の地位が労働組合のところでもこのような名声を上げるのに少なからず貢献した。私の方は、彼らを裏表のないオープンな男たちであるとみなした。——戦時食糧庁におけるのと同様に、私は軍事庁においても労働組合員の参加に賛成した。このような人物として、シュリッケ (Alexander Schlicke) が補充・労働部門 (Ersatz- und Arbeitsdepartement) に参加してくれた。彼は労働問題に大変精通しており、好ましく控え目で非常に熟達した人間であった。⁽⁸⁾」

これにたいしヘルフェリヒの方は、労働組合の一つを与えれば彼らはもっと多くを要求するという考えで、できる限り譲歩しないことを欲した。彼は一月八日の組合リーダーとの会合では慎重にも沈黙を守った。他方グレーナーは、いかなるコメントもしないけれども妥協の可能性を見出し、労働組合のリーダーの一人が軍事庁に参加できるようにすることを約束し、彼自身、彼らに気に入られるように努めた。グレーナーの見方では、全国

民の一致を証明しなければならぬ法律は、政治的取引には馴染まない。そこで彼は、議会への上程を決定する前に「ヘルフェリヒにもう一度、法律をこのような不完全な形で帝国議会に提出しないよう頼んだ。しかし私は、なんの返答ももらわなかった。陸軍大臣シュタインのところでも同様に手応えはなかった」⁽⁹⁾。グレーナーは法案を連邦参議院に提出したとき、自らの態度をはっきり述べた。「課題は異常に困難である。それは工業家と労働者との非常に密接な協力でのみ解決できる。国内の政治的性質の保留案件は脇におかれなければならない。そしてすべての政治的態度は、いかにしてわが国を勝利に導くかという問題に切り替えられねばならない」⁽¹⁰⁾。だが、これが労働組合と友好的関係を維持したいと考えるグレーナーの立場を根拠づける唯一の理由ではなかった。グレーナーは、もはや青年時代の「熱狂的な将兵」ではなかった。KEAでの彼の仕事は、銃後の問題についてよく考える機会を与えた。そして彼は、一九一四年の精神が単なる「覚え書」以上のものでないことも知った。しかしだからと言って、彼が勝利の希望を放棄したということはできないが、他方で彼は敗北の可能性について考えることを拒否しなかった。グレーナーはその心の奥底で、もしドイツが敗北しても、労働組合が労働者をコントロールするとしたら君主制は救われるかも知れないと考えた。それ故、彼は労働組合に国家の護持を支持する理由を与えるために、できる限り労働組合の要求に応えようとしたのであった。

ところが、一月一〇日にプロイセン邦内閣に上程された四条からなる補助勤務法案は、グレーナーではなく、ヘルフェリヒの立場を反映したものであった。なぜならばこの新しい法案は、簡潔さを望むOHLの希望を満たしながら、軍事庁が法律の実施にあたって必要な法令を発する場合には、かならず連邦参議院の承認を必要とすることによって、軍事庁の権力にチェックを与えたいというヘルフェリヒの願望どおりに作られていたから

である。

第一条 満一六歳から満六〇歳までのあらゆるドイツ人男性は、軍役に召集されない間は、戦時中は祖国の補助勤務に従事する義務がある。

第二条 祖国の補助勤務とは、官庁とその施設での勤務のほか、とくに軍需工場、農業、看病、あらゆる戦時経済組織その他の軍事指導や物資補給に直接及び間接的に重要な企業における労働である。

第三条 連邦参議院は第一条と第二条の遂行に必要な施行規定を発令する。その場合、連邦参議院は法律の違反者に罰金を科し投獄することができる。

第四条 法律はその発布の日に効力を発する。連邦参議院が発効日を定める⁽¹¹⁾。

ヘルフェリヒはこの法案に加えて、法律の実施にあたってのガイドラインも作成した。これは法案の一部ではなかったが、一般的承認を得るため帝国議会に提出するよう準備されたものであった。それは、次の三つのタイプの委員会の設置について規定していた。⁽¹²⁾

確定委員会 (Feststellungsausschüsse) は、軍団副司令官の軍管区に設置される。この委員会は、工場が戦争目的にとって重要であるかどうかを決定し、工場が過度の数の労働者を雇用しているか否かを決定する。委員会の構成は、議長に就任する将校のほか、二名の政府高官（うち一名は工場監督官）と、労働代表と経営者代表各一名である。委員会の決定にたいする不平は、軍事庁に設置される中央機関に上申される。この中央機関は、将校二名（うち一名は議長）、内務省によって任命される官吏と、当該経営が所在する支邦によって任命される官吏二名から構成される。

徴用委員会 (Einberufungsausschüsse) は、議長である将校、高級官吏一名、雇主代表と労働者代表各一名から構成される。将校は軍団副司令官によって任命される。他の委員は、権限のある上級行政当局によって任命される。この委員会は、補助勤務に従事していない人々と、現在過剰に雇用されている人々を取り扱う。補助勤務に従事するために徴用された人々が二週間以内に就労できない場合は、委員会は彼らに仕事を割り当てる。補助勤務に従事する義務がある人たちの就労に際しては、彼らの年齢、家族状況、以前の職業と収入が考慮される。この委員会は、軍隊の徴兵のための予備役委員会が存在する地区にすべて設置される。苦情については軍団副司令官のところで徴用委員会が決定し、そして最終的に軍事庁が裁定する。

調整委員会 (Schlichtungsausschüsse) は、被用者に「転出証明書」を与えるのを雇い主が拒否したことから生ずるトラブルを解決するという課題を持つ。いかなる雇い主も、軍需関係の経営に雇用されていた転職者か、あるいは証明書の無い転職者を一四日以内に雇うことは許されない。もしある被用者が転職を希望し、そして雇い主が証明書の発行を拒否したならば、その時には彼は調整委員会に訴える権利を持つ。委員会はそのケースについて調査した後、当該被用者に雇い主の証明書に代わる証明書を発行することができる。なお、調整委員会は将校、雇い主、被用者から構成されるが、労働者と経営者との間の同権の原理の上に組織されるかどうかは規定されていない。

最後に、ガイドラインは雇い主に雇用した労働者数、労働条件、そして被用者側が要求する賃金に関するいかなる情報でも軍事庁に提供するように要求している。

このガイドラインは、補助勤務法の実施機関とその役割を示すと同時に、労働組合側からの要求を巧みにかわ

そうとしたヘルフェリヒの意図がうかがえる。

ところで、OHLは法案の早期成立のためベートマンに圧力をかけ続けた。十一月一日に発信されたヒンデンブルクからベートマン宛の電報には次のように記されてあった。「労働問題の解決は、日々に緊急になりつつある。軍事物質の納入は増加する代わりに減少する恐れがある。私はもし祖国が必要な支援をしないなら、戦争の継続にたいして責任をとることを拒否しなければならない。……私の最初の提案以来、主に慎重さのために数カ月が流れ去った。軍事庁の設立は、補助勤務法案がその活動に本質的に合法的な基礎を与える場合のみ十分な効果を発揮する⁽¹³⁾」ベートマンはこの電報に大変腹を立て、活発な交渉のために時間が必要なのであって熟考のためではないと反論した⁽¹⁴⁾。

やがて連邦参議院は十一月一日に法案の審議を開始し、十一月二日に終了した。

- (一) W. Groener, op. cit., S. 344.
- (二) Entwurf eines Gesetzes über den vaterländischen Hilfsdienst, in: W. Deist, op. cit., S. 506-8.
- (三) Gesetz über die Ernächtigung des Bundesrats zu wirtschaftlichen Maßnahmen und über die Verlängerung der Fristen des Wechsel- und Checkrechts im Fall kriegerischer Ereignisse vom 4. 8. 1914, in: Reichsgesetzblatt, Teil I (1871-1945), Mikrofische-Edition, München, S. 327.
- (四) Telegramm von Hindenburg an Generalmajor Groener, Chef des neugebildeten Kriegsamts vom 30. 10. 1916, in: E. Ludendorf, op. cit., S. 81-2.
- (五) Telegramm des Kaisers an den Reichskanzler über die Dringlichkeit des Hilfsdienstgesetzes, in: W. Deist, op.

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

第一次大戦中のドイツ人の国家社会政策 (五)

cit., S. 509-510.

- (9) G. D. Feldman, op. cit., p. 208 [S. 176-7]
- (7) Ibid., p. 208 [S. 177]
- (8) W. Groener, op. cit., S. 346.
- (6) Ibid., S. 347.
- (10) Zitiert bei: G. D. Feldman, op. cit., p. 209 [S. 177]
- (11) Entwurf eines Gesetzes über den väterländischen Hilfsdienst und Richtlinien für dessen Ausführung, in: W. Deist, op. cit., S. 515-6.
- (12) Ibid., S. 516-9. なおガイドラインには委員会の名称は記されていないが、後にこのような呼称が現実に使われたの「ルンデ」は便宜上「呼称(キョウモク)とある」。Vgl. Verfügung des Kriegsamts an die stellv. Generalkommandos betr. die Berufung der Mitglieder der Einberufungs- und Schlichtungsausschüsse des Hilfsdienstgesetzes, in: ibid., S. 548-550.
- (13) Telegramm von Hindenburg an den Reichskanzler vom 15. 11. 1916, in: E. Ludendorff, op. cit., S. 85.
- (14) Ibid., p. 215 [S. 181-2]

(未完)

〔付記〕 本論文は、平成七年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。